

○大和川右岸水防事務組合公告式条例

制 定 昭 34. 1. 14 条例 2

最近改正 昭 57. 6. 25 条例 6

第 1 条 本組合の条例は、本組合掲示場並びに関係市役所前（大阪市にあつては関係区役所を含む。）の掲示場に掲示するをもって公告式とする。

第 2 条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に管理者が署名するものとする。

第 3 条 前 2 条の規定は、法令に特別の定があるものを除く外、本組合の規則、規程その他のもので公表を要すると認めるものに準用する。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、組合成立の日に遡って適用する。

附 則（昭 57. 6. 25 条例 6）

この条例は、公布の日から施行する。